学内規則改正に関して慎重な審議を求める

昨年の通常国会で学校教育法と国立大学法人法が改正されたこと、及びそれに伴って文部科学省から通知等各種文書が出されたことを受けて、北海道大学でも学内規則改正に関する手続きが進められつつある。ところが、今回の規則改正が有する重大な意義に比して、この改正によって影響を受ける全学の関係者に対する規則改正の内容の説明は著しく不足している。すなわち、規定改正の際には当然、改正後の文言が提示された上で十分な時間をかけて議論が行なわれて改正が決定されるべきだが、今回そのような手順が踏まれているとは言いがたい。また、これまで円滑に行なわれてきた大学運営が今回の改正によって種々影響を受けるのではないかという懸念の声が寄せられている。

さらに、上記法改正は教授会の権限の明確化を狙ったものとされ、教授会等（以下「教授会」と称する）の審議事項の改正に関する説明は各部局において一応行なわれたと仄聞するが、そこにおいて語られた説明は教授会にかかわる規則改正の全体を成すものでは決してなく、教授会にかかわるものであってしかも教授会に対して説明が不十分な改正内容が複数存在する。具体的には、

・教育研究組織の長、副研究科長等の任命に関する規程の改正

この改正については昨年 12 月 17 日の部局長等連絡会議で資料配布の上説明が行なわれたとのことだが、部局によっては説明が行なわれていないケースもあり、教授会に対してさらなる説明と意見聴取がなされるべきである。

・教員の人事等に関する特例規則の改正

昨年 12 月 25 日に大学当局と当組合との間で行なわれた「学内規則改正に関する懇談会」の際に、同特例規則 11 条「教員の勤務成績の評定又は評定の結果に応じた措置は，評議会の議に基づき総長が定める基準により，教授会の議に基づき総長が行う」の中の「教授会の議に基づき」という文言の取り扱いが話題となり、当局側も変更の予定を認めたが、この点に関しては、文言がどのように変更されるかも含めて、教授会に対してこれまで一切説明がない。

さらに、同特例規則 9 条「教員は，評議会の審査の結果によるのでなければ，懲戒を受けることはない」の文言が変更される（「量定審査委員会の審査」という文言が入る？）との情報もあるが、これについてもこれまで一切説明がない。なお、この 9 条は教授会に直接かかわるものではないが、教員身分にかかわる規程であり、かつ、教授会の役割が教育研究評議会の役割と密接に関連することを思えば、この改正及び同種の改正については、当然教授会に対しても、規則改正に先だって周知が図られるべきである。

来たる 1 月 21 日開催予定の教育研究評議会での審議によって規則改正に関する最終決定がなされ、それに基づいて学内規則が改正されるとの情報があり、そうなれば、大学当局は説明が不十分なまま規則改正を強行したと言わざるをえなくなる。そのような行為が学内にもたらす否定的・攪乱的な影響を思えば、大学当局は当然、**各部局の教授会でのさらなる説明など学内的な説明の機会を増やして、審議及び規則改正に当たっては慎重の上にも慎重を期するべきである**。少なくとも、1 月 21 日の教育研究評議会の場で規則改正に関する決定を行なうことは回避されねばならない。

2015 年 1 月 15 日

北海道大学教職員組合執行委員会